

# 青森県報

号外第六十八号

令和元年  
十一月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表…………… (水産振興課) …… 一

## 公 告

### 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和元年六月二十八日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第五管理期間）第二を次のように改める。

## 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成28年において、生産量が2.3万トンで全国第5位、生産額が68.2億円で全国第6位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千9百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた戸巾を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめらの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

8 第1種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろに関することについては、別に定める。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	若干
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月～令和元年6月	若干
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能性による管理をすることがない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の令和元年（平成31年）の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月～令和2年3月	若干
まあじ	平成31年1月～令和元年12月	若干
まいわし	平成31年1月～令和元年12月	若干
まさば及びごまさば	令和元年7月～令和2年6月	若干
するめいか	平成31年4月～令和2年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成27年～29年）。以下同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能性による管理をすることがない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。  
なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、本県に定められた量に関する事項

令和元年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手練第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海令和元年5月1日から道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	令和元年6月30日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手練第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和

27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

令和元年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	令和元年5月1日から令和元年6月30日まで	194

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について(第5管理期間)

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県においては、くろまぐろは、定置漁業や広域漁業調整委員会指示に基づき承認を受けたはえ縄漁業及び曳き釣り漁業等を含む沿岸くろまぐろ漁業(以下「承認漁業等」という。)を中心に漁獲され、地域の資源として重要な位置づけにあるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっており、本県において本種資源が現状よりも安定的で持続的なものとなるよう、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について、適切な管理措置を講じることとする。

2 このため、本県において本種資源が現状よりも安定的で持続的なものとなるよう、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表することとする。

3 漁獲可能量制度を適切に運用し、本県知事管理量を適切に管理するために、まずは採捕の数量を的確に把握するための報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

4 また、くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行うべくために、国立研究開発法人水産研究・教育機構、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所、国又は関係都道府県との連携の下、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の蓄積等、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、青森県くろまぐろの保存及び管理に関する協定書(平成31年4月1日、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「法」という。))第13条第2項の規定に基づき知事が認定、以下「認定協定」という。)に基づき設置される管理委員会での話し合い等により、引き続き本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量(以下「知事管理量」という。)と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	289.2トンを留保する	うち3.2トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	470.5トンを留保する	うち4.7トンを留保する

注1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」については、5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について(第5管理期間)(以下「県計画別添」という。)の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

注2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれ著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量に関する事項

小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量は、別に定める認定協定に定め、厳格に管理する。

第4 ころまぐるの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2の知事管理量及び第3の割当量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（以下「報告規則」という。）第2条第1号に規定するころまぐるを採捕する全ての漁業を営むことによりころまぐるを採捕した者は、報告規則第3条に基づき、漁業協同組合を通じてその月に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を当該月の翌月の10日までに県に対して報告する。第2の知事管理量及び第3の割当量に対する漁獲量が積み上がった場合、県は、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 定置漁業について、5～7月のうちころまぐるの水揚げがあった日は毎日  
(2) 前号に定めるほか、第2の知事管理量及び第3の割当量の7割到達時以降、ころまぐるの水揚げがあった日は毎日

(3) 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した時以降、ころまぐるの水揚げがあった日は毎日  
(4) 県は、上記に基づく報告を受けた場合には、速やかに、集計値を漁業協同組合等県内関係者へフライングレポートバックするとともに、水産庁に通知する。

2 緊急報告体制について、次のとおり定め、実施する。  
(1) 漁業者は、下表を超える量の採捕があった場合は、所属する漁業協同組合を通じて、県に連絡するものとする。なお、各漁業協同組合と本県間の連絡網は別に定める。

採捕の種類		小型魚	大型魚
定置漁業		1 トン／網	2 トン／網
承認	釣り	1 トン／隻	2 トン／隻
漁業等	はえ縄	1 トン／隻	2 トン／隻

(2) 前号の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合、漁業協同組合は所属組合員に対して定置漁業にあつては大量の入網、承認漁業等にあつては大量の漁獲があつた旨の緊急連絡を行う。併せて、第3の割当量の残存が判明するまでの間、生存個体の放流や漁業協同組合による荷受けの自粛、定置漁業にあつては網口開放や臨時休漁、承認漁業等にあつてはころまぐる目的操業の自粛等に取り組む。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

(3) 本県は、小型魚・大型魚別に1の(4)または2の(1)の数量が、1日あたり合計10トンを超える緊急報告があつた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。  
3 採捕の数量の公表等について、次のとおり定める。

(1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県計画別添の第2の知事管理量又は第3の割当量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。以降、8割、9割を超えた時点でも、同様に当該採捕の数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の前号の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の前号の公表とする。

4 漁業協同組合等は、毎日、漁獲量を集計し、それが第3に定める割当量の5割、7割、8割、9割に到達した場合は、認定協定に定める早期是正措置を講じる。また、本県は、前項の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告として認定協定に定める早期是正措置を県内の漁業者等に対し講じるものとする。

5 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

(1) 本県は県内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

る。

(2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてころまぐるの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

6 採捕の停止命令

次の各号に該当する場合は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(1) 第2の知事管理量の小型魚・大型魚別の9割5分を超える場合  
(2) 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表し、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となった場合